

謹啓 初夏の候、貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、外国人労働者対策につきましては、経済社会の国際化の進展に伴い、就労を目的として我が国に入国、在留する外国人は年々増加していますが、その就労状況をみると、雇用が不安定であること、社会保険の未加入が多いこと、不法就労者数が高水準で推移していること等の問題があったことから、平成19年に雇用対策法を改正し、専門的・技術的分野の外国人労働者の就業を促進するとともに、雇用管理の改善や再就職を促進するための施策を総合的に講ずることとされたところです。

また、外国人材の受入れ・共生のための取組を政府一丸となって推進していく観点から、平成30年12月25日に開催された「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が取りまとめられ、改定を重ねながら、内容の充実が図られているところです（最終改訂は令和6年6月21日）。

さらに、すべての事業主には、労働施策総合推進法に基づき、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」「公用」の者を除く）の雇入れや離職の際に、当該外国人の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、ハローワークに届け出ることが義務づけられており、ハローワークでは、外国人雇用状況届出を基に、雇用管理の改善に向けた事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行っているところです。

こうした中、本年6月は、政府全体として「外国人雇用啓発月間」と位置づけており、厚生労働省及び福島労働局といたしましても、外国人雇用の基本ルールの遵守に関する啓発・指導等の取組を積極的に行っていくこととしております。

つきましては、外国人労働者の雇用管理の改善等に関して、事業主の方が講ずべき措置について御理解いただくため、貴団体の傘下会員事業主に対する別添パンフレット（福島労働局ホームページに掲載）の周知について御配慮いただくとともに、外国人労働者について、法定労働条件確保上の問題や労働災害の増加傾向が見られることから、外国人労働者向けの労働条件通知書の交付や外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法による安全衛生教育の実施について、別添パンフレットによる周知に御配意いただきますようお願いいたします。

今後とも、外国人労働者対策につきまして、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

令和7年6月

関 係 各 位

福島労働局長 岡田 直樹

